

グローバルビジネスと人権:
東南アジア・南アジアにおける ESG/SDGs/人権 DD
有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報の開示について

2023 年 6 月
One Asia Lawyers Group
コンプライアンス・ニューズレター
アジア SDGs/ESG プラクティスグループ

1. はじめに

「サステナビリティ情報」に関する開示については、2022 年 6 月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」に関して制度整備を行うべきとの提言がなされました。当該提言を踏まえ、金融庁は、2023 年 1 月 31 日、サステナビリティに関する企業の取組みの開示の新設、コーポレートガバナンスに関する開示の充実などを含む、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（改正開示府令）を公布しました。改正後の規定は、令和 5 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。



本ニューズレターでは改正開示府令のうち、サステナビリティ開示を中心に解説いたします。

2. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

(1) 概要

1) 概要

有価証券報告書等に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄が新設されました（第一部【企業情報】第 2【事業の状況】2）。また、人的資本・多様性やコーポレートガバナンスに関する開示については、拡充が行われました。

2) 記載事項

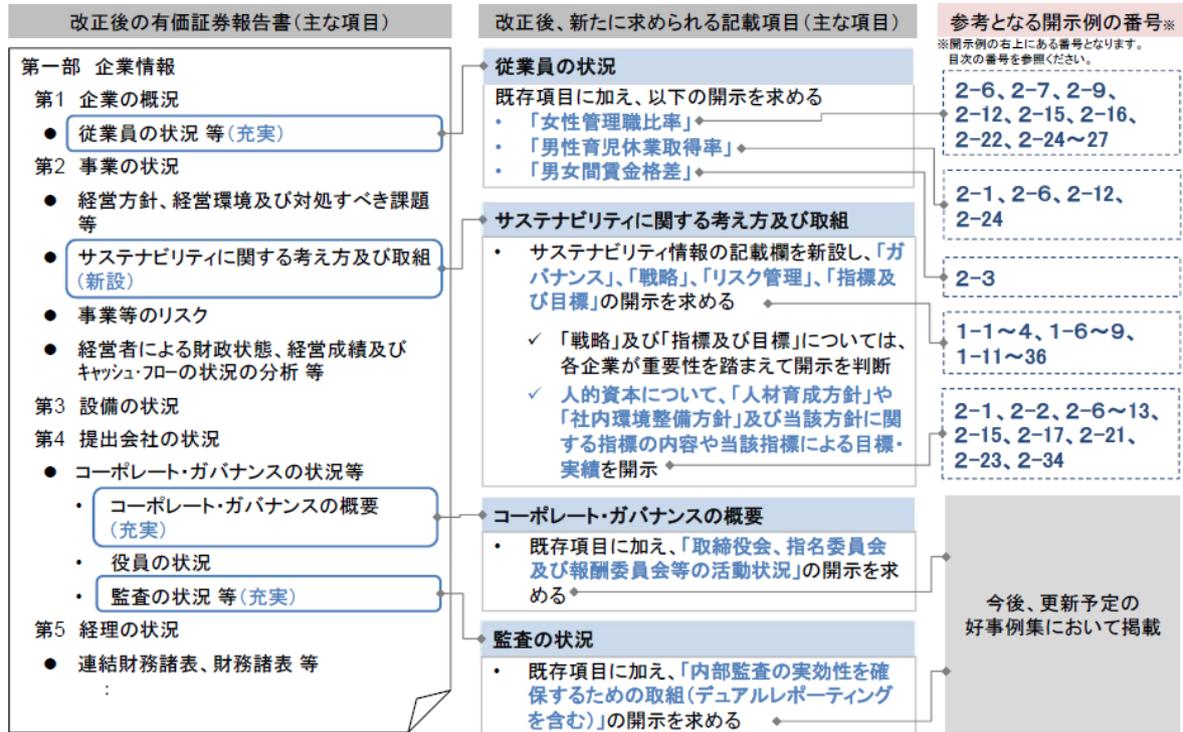
改正開示府令により新設、拡充された記載項目は以下のとおりです。

サステナビリティに関する考え方及び取組（サステナビリティ関係）		
項目	内容	留意点
①ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続	・全ての企業が開示することが求められる
②リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程	
③戦略	短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取	・各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示する



	組	ことが求められる
④指標及び目標	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報	・記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される
サステナビリティに関する考え方及び取組（人的資本・人材の多様性）		
項目	内容	留意点
①人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針	人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等	・上記①、②の重要性判断にかかわらず、全ての企業が開示することが求められる
②①の方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績	—	
従業員の状況（女性活躍関係）		
項目	内容	留意点
①管理職に占める女性労働者の割合	連結ベースでの開示は求められていないが、努めるべきとされる	・女性活躍推進法及び育児・介護休業法に基づき公表する場合は記載が求められる
②男性労働者の育児休業取得率		・公表義務については、女性活躍推進法等に従う
③男女の賃金の差異	全労働者、正規雇用労働者、パート・有期労働者別の賃金格差を記載	
コーポレート・ガバナンスの概要		
項目	内容	留意点
①取締役会等の活動状況	開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等	
②監査の状況	・監査役監査の状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等） ・内部監査の状況等（内部監査の実効性を確保するための取組）	

【参考1】改正内閣府令の概要及び新たに求められる記載項目の参考となる開示例



出典：「記述情報の開示の好事例集 2022」

(2) サステナビリティに関する考え方及び取組の留意点等

1) 記載上の留意点

- 企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明することとされています
- サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられます
- 開示の重要性の判断においては、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」とされており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」とされていることが参考になります

2) 気候変動対応について

気候変動対応についても、企業において、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて、投資家の投資判断の観点から重要性を判断し、開示の要否を決定することになります。その際、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられます。

また、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、温室効果ガス(GHG)排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope 1(事業者自らによる直接排出)・Scope 2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされています。

3. 具体的な開示項目とポイント

(1) 検討

2023年1月31日、金融庁は、改正開示府令において新たに求められている「サステナビリティ情報」並びに有価証券報告書の主要項目である「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」に関する開示の好事例を取りまとめた「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表しています¹。

改正開示府令に従った対応をするには、本事例集が参考になるものと思われます。以下それぞれの項目について、投資家・アナリストが期待・有用と考えるポイントを列挙させていただきます。

① 「サステナビリティ情報」（環境（気候変動関連等））に関する投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントについて

1. TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言の4つの枠組み（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に沿った開示は、引き続き有用
2. TCFD 提言に沿った開示を行うにあたり、財務情報とのコネクティビティを意識し、財務的な要素を含めた開示を行うことは有用
3. リスク・機会に関する開示について、一覧表で、定量的な情報を含めた開示を行うことは有用
4. トランジションやロードマップといった時間軸を持った開示を行うことは、海外の気候変動に関する開示でも重視されており有用
5. サステナビリティ情報に関する定量情報について、前提や仮定を含め開示することは有用
6. 実績値を開示することは、引き続き有用

② 「サステナビリティ情報」（社会（人的資本、多様性等））に関する投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントについて

1. 人的資本可視化指針で示されている2つの類型である、独自性（自社固有の戦略や、ビジネスモデルに沿った取組み・指標・目標を開示しているか）と比較可能性（標準的指標で開示されているか）の観点を適宜使い分け、又は、併せた開示は有用
2. KPI の目標設定にあたり、なぜその目標設定を行ったのかが、企業理念、文化及び戦略と紐づいて説明されることは有用
3. マテリアリティをどう考えているのかについて、比較可能性がある形で標準化していくことは有用
4. グローバル展開をする企業は、サステナビリティ情報の開示において、例えば、人権に関する地政学リスク等、ロケーションについて着目することも有用
5. 独自指標を数値化する場合、定義を明確にし、定量的な値とともに開示することは有用
6. 過去実績を示したうえで、長期時系列での変化を開示することは有用
7. 背景にあるロジックや、前提、仮定の考え方を開示することは有用
8. 人的資本の開示にあたり、経営戦略をはじめとする全体戦略と人材戦略がどう結びついているかを開示することは有用

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html>



- ③ 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に関する投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントについて
1. 経営方針等の中で、例えば、対象となる顧客のセグメントや、競合との差異・優位性等、顧客と競合に関する具体的な開示をすることは、戦略・ストーリーの説得力が増すため有用
 2. 非財務指標の設定について、過去からの変化を、その理由とともに比較できる形で示すことは有用
 3. キャッシュの原資と使途について、優先順位を示しながら開示することは、財務戦略や経営方針等の意図が明らかになるため有用
 4. 長期ビジョンからのドリルダウン（全体像⇒定量情報を含めた詳細情報といった流れでの説明）による記載は、分かりやすく有用
 5. 非財務情報について、財務情報との関連性を示すことは有用
 6. 株主還元という観点から、TSRについて継続的に開示することは有用
- ④ 「事業等のリスク」に関する投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントについて
1. リスクを全て見通すことはできないため、見直しを行うことが重要。その際、リスクの見直しを定期的に行うこと、見直しの体制やプロセス、変更されたリスクが分かるような記載及び変更となった理由が示されることは有用
 2. リスク及びその対応策を明確に開示することは、社内において、リスク及びその対応策の認識向上にも資するため有用
 3. 投資家の判断に重大な影響を及ぼす可能性という観点から、影響度の大きさに優先順位を付けて開示をすることは有用
- ⑤ 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」に関する投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントについて
1. MD&A は、投資家として非常に重要であり、経営方針等で示されている戦略や施策が当初の想定通りに進んでいるか（想定通りではない場合、その理由）、経営目標を達成できそうか等を確認することに活用
 2. 長期経営計画や中期経営計画に対する毎年の進捗状況を MD&A 等で開示することは有用
 3. 指標等の予想と実績の開示に加え、予想と実績が乖離した場合には、その理由を記載することは有用
 4. 指標を変更したことに関し、指標の考え方や、変更理由を具体的に記載することは、対話のための土台となることから有用
 5. ROIC（投下資本利益率）ツリーにより、個々の要素と全体の繋がりを体系的に示すことは有用。更に言えば、ROIC ツリーにおいて、個々の要素の貢献度の軽重や、定量情報等が記載されると、より有用
 6. 企業価値向上に繋がるドライバーについて、重要な部分を示し、それを経営層がどう考えているかの説明は有用
- (2) 上記個別事項の項目とは別に、全般として、「企業価値の向上にどのような影響を与えるのか」・「サステナビリティ情報の開示について、より分かりやすく、魅力的に伝えることを意識すること」などが個別開示において有用とされています。

4. まとめ

金融審議会ディスクロージャーワーキンググループは、今後の検討課題、ロードマップとし

て、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられるとしています。

サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan: SSBJ）は、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB）が 2023 年前半にサステナビリティ開示基準を最終化することを目指していることを踏まえ、日本版のサステナビリティ基準の草案を遅くとも 2024 年 3 月 31 日までに、確定基準を 2025 年 3 月 31 日までに公表することを目標としています。

同ワーキンググループとしても、この流れを受けて、このような開示基準を法定開示に取り込んでいくことを検討するとしています。

各企業は、この流れも踏まえ、予め対応を検討していくことが求められます。

以 上

〈注記〉本資料に関し、以下の点をご了承ください。

- ・ 本ニューズレターは 2023 年 6 月 13 日時点の情報に基づいて作成されています。
- ・ 今後の政府による発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更等に伴い、その内容は変更される可能性がございます。
- ・ 本ニューズレターの内容によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニューズレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

◆ アジア SDGs/ESG プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニューズレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

〈著者／アジア SDGs/ESG プラクティスグループ〉



	<p>難波 泰明 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士アジア SDGs/ ESG プラクティスグループ リーダー</p> <p>国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。</p> <p>yasuaki.nanba@oneasia.legal 06-6311-1010</p>
	<p>齋藤 彰 One Asia Lawyers Group 顧問 弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人</p> <p>大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際ADR等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語によるLL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表するADR機関であるCEDRの調停スキルトレーニング(CEDR MST)の日本での初の実施に尽力した。2018年からOne Asia Lawyersの顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。</p> <p>akira.saito@oneasia.legal</p>
	<p>栗田 哲郎 One Asia Lawyers Group 代表 シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月One Asia Lawyers Groupを創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般(M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等)のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p>tetsuo.kurita@oneasia.legal</p>



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）

ミャンマー・マレーシア統括

アジアSDGs/ESGプラクティスグループ

2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行うM&A Advisory Co., Ltd. で3年間勤務。2016年のOne Asia Lawyers設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal